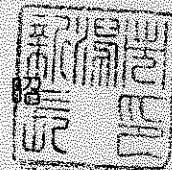




新消費セ第 207号
平成30年7月26日

新潟市消費生活審議会
委員長 澤田 克己 様

新潟市長 篠田



「新潟市消費生活推進計画・新潟市消費者教育推進計画」
の二次改定について（諮問）

このことについて、下記のとおり諮問いたしますので、ご審議のうえ答申賜りますようお願いいたします。

記

1 諮問事項

「新潟市消費生活推進計画・新潟市消費者教育推進計画」の二次改定について

2 諮問理由

本市では、市民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的として制定した「新潟市消費生活条例」に基づき、平成20年3月に「新潟市消費生活推進計画」（計画期間は平成20年度から平成26年度まで）を策定し、消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策を推進してきました。

その後、消費者を取り巻く環境の変化に対応するため、平成26年度に改定作業を進め、平成27年度から平成30年度までの4年間を計画期間とする一次改定を行いました。

さらに、消費者教育の推進や一層の充実が求められる中、平成28年7月には、「新潟市消費生活推進計画」のうち「課題2 消費者教育の推進」を「新潟市消費者教育推進計画」とし、「新潟市消費生活推進計画(一次改定)」を「新潟市消費生活推進計画・新潟市消費者教育推進計画」に改定しました。

なお、本計画の計画期間が平成31年3月31日で終了することから、社会情勢等の変化に対応するため、このたび、二次改定を行うこととします。

つきましては、上記諮問事項について、幅広いご見識からご審議願いたく、諮問いたします。

3 答申希望時期

平成31年1月末